

市内人権・男女通信

長崎市人権イメージキャラクター
ヒマワリさん

令和元年度 第1号

市民生活部人権男女共同参画室

この号の内容

- 1 パートナーシップ宣誓制度が施行されました
- 2 令和元年度人権男女共同参画室企画講座のご案内
- 3 アマランスフェスタ 2019 を開催しました
- 4 女性に対する暴力をなくす運動(パープルライトアップ)を実施します

1 パートナーシップ宣誓制度が施行されました

性的少数者のカップルが抱える社会生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きられる社会を構築するために、令和元年9月2日から、長崎市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

制度導入前の8月28日(水)と8月29日(木)の2日にわたり、所属長と窓口等関係職員の皆さんに研修を行いました。質疑応答では様々な質問があり、とても熱心に受講していただきありがとうございました。

ここで改めて、主な質問とその回答をいくつか紹介します。

Q: 戸籍や住民票の記載はどうなりますか？

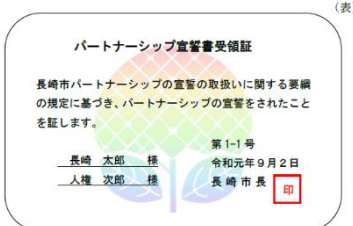
A: 戸籍にはなにも記載されません。住民票の世帯主との続き柄は「同居人」となります。

Q: どのような行政サービスが利用できますか？

A: 受領証の提示が必要なものとして市営住宅入居等が挙げられますが、受領証を必要としないものもあります。現在把握しているサービス一覧など、詳細を市ホームページで公開しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/194000/p033292.html>

現在4組のカップルが宣誓されました。今後とも、行政サービスへの適用事例のさらなる掘起しにご協力いただきますようお願いします。



オランダのユルン少年は、
海を渡って
山下龍(ノボル)になった！



～長崎人“龍”が語る、
多文化共生事始め～

2 令和元年度人権男女共同参画室企画講座のご案内

近頃、市内で働いている外国人を目にする機会が増えてきました。2019年4月1日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、今後、地域で暮らす外国人の方々が増えていくことが予想されます。

今回は、オランダで生まれたユルン少年が、日本で山下龍になるまでの様々なエピソードをお聞きしながら、外国人住民の生きづらさや、文化や慣習の違いを越えた多文化共生について考えてみる講座です。職員参加も大歓迎です！

日時: 令和元年12月16日(月)19:00～21:00

場所: 男女共同参画推進センター(アマランス)研修室(市民会館1階)

講師: 山下龍(やましたのぼる)氏(長崎大学言語教育研究センター助教)

受講料: 無料

対象: どなたでも

申込: 当日までに電話、窓口またはホームページから。



3 アマランスフェスタ 2019 を開催しました

長崎市では、10月1日からの1週間を長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念して「**パートナーシップ推進週間**」とし、「**アマランスフェスタ**」を毎年開催しています。

今年は、10月5日(土)に各種講座を開催し、10月6日(日)は、料理研究者として大活躍中のコウケンテツさんを講師にお招きし、「キッチンからはじまる家族の絆」と題して、ご自身の経験をもとにお話いただきました。

コウケンテツさんからは、「健康寿命を延ばすためには、しっかり食べてストレスフリーで日々を楽しく過ごすこと」や「家事や料理は義務ではない!」、「料理を作らないことに罪悪感を抱く必要はない!」、「家族が幸せになるためには、自分自身が幸せにならないといけない!」など、多くの心にささるメッセージをいただき、参加者からは、「気持ち楽になった!」等の感想が多く寄せられました。

また、性別にかかわらず、誰もが働きやすい環境づくりを実践し、働く人も会社もイキイキとした事業所を「**男女イキイキ企業**」として表彰しました。受賞事業所の取組みについては、ホームページで公開しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/193000/p027897.html>



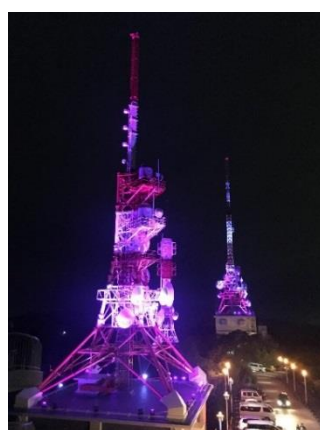
自分自身の輝き「**サンシャイン**」が心にならない日は、料理をしなくてもいいんです!!

令和元年度 男女イキイキ企業表彰

受賞事業所

- ・チューリッヒ保険会社
長崎オフィス
- ・SGエキスパート株式会社
長崎ビジネスサポートセンター
- ・株式会社PAL構造
- ・一般社団法人是真会
長崎リハビリテーション病院
在宅支援リハビリテーションセンターぎんや

4 女性に対する暴力をなくす運動(パープルライトアップ)を実施します



※平成29年の写真

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力根絶を目指した「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。11月12日(火)の日没から午後10時まで、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、稲佐山山頂の電波塔のパープル・ライトアップを実施します。

皆様、**11月12日(火)**は、稲佐山を見上げて、今一度、「女性に対する暴力根絶」について考えてみませんか。

11月12日から25日は
「女性に対する暴力を
なくす運動」期間

長崎市市民生活部人権男女共同参画室

850-0874 長崎市魚の町5番1号(長崎市民会館7階)

電話番号:095-826-0026 内線 6591

FAX 番号:095-826-0062

電子メール: jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp